

明石市健康管理システムの標準化・共通化に関する
情報提供依頼書（RFI）

2024年7月

明石市 総務局 総務管理室 情報管理課

1 背景・目的

(1) 背景

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）」が令和3年9月1日に施行され、地方公共団体は、住民記録、税及び福祉などの20業務（以下「標準化対象事務」という。）について、国が策定した標準仕様に準拠したシステム（以下「標準準拠システム」という。）を利用することが義務付けられました。

現在、明石市（以下「本市」という。）で運用している健康管理システムが標準準拠システムに対応されないため、新たに標準準拠システムに対応する健康管理システム（以下「健康管理システム（標準準拠版）」という。）を調達する必要があります。

(2) 目的

本情報提供依頼（RFI）は、健康管理システム（標準準拠版）の導入に向けて、標準準拠システムの対応、本市に対する提供時期及びシステムの導入経費及び利用料、運用保守等の経費等の情報を事業者から幅広く情報提供いただき、今後の確実な健康管理システム（標準準拠版）の導入を進めることを目的としています。

2 現行システムについて

(1) 導入システム

本市において導入している健康管理システムは以下のとおりです。

| No. | システム名 | パッケージ名 | 導入事業者 |
|-----|----------|--------|----------|
| 1 | 健康管理システム | TIARA | 富士通Japan |

(2) 運用状況

① 共通

・機器等の概要は以下のとおりです。

| No. | 項目 | 件数等 |
|-----|-------------|--------|
| 1 | 端末台数 | 74台 |
| 2 | プリンタ台数 | 16台 |
| 3 | OCR帳票用スキャナー | 2台 |
| 4 | バーコードリーダー | 12台 |
| 5 | ユーザー数 | 200人 |
| 6 | データベース容量 | 1400GB |

- ・支援措置対象者等を管理しています。
- ・各相談（標準化対象外業務も含む）や面談における支援実施内容等を管理しています。
- ・一部の業務において、ケース記録等をシステム内で回議しています。

② 成人保健

- ・健康増進法に基づくがん検診、肝炎ウイルス検診、歯周病（歯周疾患）検診を実施しています。また、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査、特定保健指導、後期高齢者健康診査、後期高齢者医療制度加入者に対する歯科検診等について管理しています。
- ・子宮がん検診については、体部検査についても管理しています。
- ・本市独自事業として、胃ABC検診について管理しています。
- ・健診結果をパンチによりデータ化し、取込んでいます。

- ・健康診査（特定健康診査・後期高齢者健康診査・健康増進法に基づく健康診査）とがん検診の一体化した受診券を、システムより作成しています。
- ③ 母子保健
- ・妊婦健康診査、妊婦歯科健康診査、産婦健康診査、新生児聴覚検査、乳幼児健康診査（4か月児、10か月児、1歳6か月児、4歳6か月児、5歳児発達相談）、2歳児歯科健康診査等について管理しています。
 - ・イベント（健診、相談、訪問、教室）の参加市民及び出務者の管理をしています。
 - ・本市独自事業として、タクシー利用券の発券等について管理しています。
 - ・問診結果や健診結果をパンチやOCRによりデータ化し、取込んでいます。
- ④ 予防接種
- ・風しん5期については、抗体検査記録も管理しています。
 - ・本市がワクチンを一括購入しているため、委託料の単価設定が所属医師会により異なりますが、システムでは、ワクチン数等を管理していません。
 - ・任意接種として、おたふくかぜワクチン、小児インフルエンザワクチン、高齢者肺炎球菌ワクチン再接種、帯状疱疹、妊娠を希望する女性等に対する風しんの予防接種、助成を管理しています。また、過去の定期接種として、三種混合、二種混合（1期）、ポリオ、不活化ポリオ、麻しん、風しんの予防接種を管理しています。
 - ・接種記録をパンチによりデータ化し、取込んでいます。
 - ・抗体検査についても本市独自事業として、妊娠を希望する女性等に対する風しん抗体検査の結果を管理しています。
- ⑤ 標準化対象範囲外事務
- ・各種委託料計算、イベント出務者管理、小児慢性特定疾病医療費助成及び特定医療費（指定難病）支給認定、精神障害やひきこもりに関する相談支援等の標準化対象事務ではない事務（以下「標準化対象範囲外事務」という。）についてもシステムで管理・運用しています。
- ※標準化対象範囲外事務については、別途配布する「(参考資料)事業一覧」を参照してください。
- ⑥ データ連携
- ・住民記録情報（個人番号情報を含む）、個人住民税情報、介護保険情報、国民健康保険情報、後期高齢者医療保険情報等について、共通基盤を介してデータ受信しています。
 - ・文字情報（フォント等）については、共通基盤を介してデータ受信しています。
 - ・予防接種等の副本データを団体内統合宛名システム（MICJET番号連携サーバ）にデータ送信しています。
- なお、団体内統合宛名システムについては、当分の間、オンプレミスで運用することを想定しています。

3 健康管理システム（標準準拠版）について

(1) 前提事項

- ・標準化対象業務の標準仕様（令和6年3月末時点で公表された標準仕様書）に準拠していること。
- ・標準仕様書に定義されている実装必須機能がすべて実装されていること。
- ・原則、ガバメントクラウド上で稼働できること。
- ・データ要件・連携要件標準仕様書の要件を満たすこと。

- ・ソフトウェア資産適用確認時など、ユーザー検証ができる環境が準備されていること。
- ・標準仕様書の改版対応、国の制度改正については、パッケージシステムとしてのバージョンアップ対応を前提とした製品（設計・開発体制）であること。

(2) 各業務における留意事項

- ① 成人保健
 - ・各種健（検）診受診券等については、端末機器用のプリンタで印刷、PDFデータを印刷封入封緘業者にて印刷の併用を予定しています。
- ② 母子保健
 - ・乳幼児健康診査及び2歳児歯科健康診査の受診券等については、本市庁舎内に設置しているラインプリンタで印刷、端末機器用のプリンタでの印刷の併用を予定しています。
- ③ 予防接種
 - ・予防接種勧奨通知等については、本市庁舎内に設置しているラインプリンタで印刷、端末機器用のプリンタでの印刷の併用を予定しています。
- ④ 標準化対象範囲外事務
 - ・標準化対象範囲外事務については、標準化対象事務と密接に関連するため、関連システムとしてガバメントクラウド上で稼働できること。
 - ・現行システムからデータ移行ができること。
- ⑤ データ連携
 - ・本市が導入する住民記録システム及び税システム等と連携する必要性があり、住民記録システム及び税システム等との連携は、ガバメントクラウド（AWS（Amazon Web Service））上に構築するオブジェクトストレージ（住民記録システムの共同利用領域に構築する想定）を経由したファイル連携を予定しています。
 - ・本市が導入する団体内統合宛名システムは当分の間、オンプレミスで運用することを想定しているため、団体内統合宛名システムとの連携は、ガバメントクラウドーオンプレミス間での連携となり、ファイル連携を予定しています。

(3) ハードウェアについて

- ・OCR帳票読み込み用スキャナー
取り込み範囲ははがきサイズからA3サイズまでの両面を想定し、取込速度は片面65枚/分程度のものを見込んでいます。
- ・バーコードリーダー
USB接続方式のもので、エリアセンサ方式のものを見込んでいます。

4 情報提供依頼内容

このたび情報提供依頼をする内容は以下のとおりです。各様式の提出をお願いいたします。

なお、資料の作成にあたっては、以下の点にご留意ください。

- ・下表において本市が提示する条件以外に提案にあたっての前提条件がある場合は、その旨を明記してください。
- ・用語、表現は一般的に使用されているものを用い、可能な限り、システム管理業務経験のない者でも理解可能な平易な表現を使用してください。なお、専門用語を用いる場合は、適宜注釈をつけてください。

- ・提出いただいた資料はモノクロ印刷しますので、色によって意味や内容が異なるような記述は避けてください。
- ・資料は、Word、Excel、Power Point、Acrobat Readerのいずれかのソフトで開くことができるもので作成してください。なお、様式1～様式4については、PDF化はしないでください。

| No. | 情報提供依頼内容 | 説明 | 提出様式 |
|-----|-----------------|--|------|
| 1 | 情報提供に関する基本情報 | 情報提供者の基本情報等について、ご回答ください。 | 様式1 |
| 2 | 提案システム概要 | <p>貴社が提供する「健康管理システム（標準準拠版）」の全体概要、具備する機能、画面イメージ等の情報等をご提示ください。</p> <p>なお、以下の点についても併せてご提示ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準オプション機能の実装方針等について ※各機能の実装有無については、「【様式3】標準機能要件（標準オプション機能）の実装状況」にてご提示ください。 ・標準化対象範囲外事務の対応について | 任意様式 |
| 3 | システム構成及び利用環境の想定 | <p>「健康管理システム（標準準拠版）」のシステム構成及び導入における利用環境（ガバメントクラウド、オンプレミス、必要となる機器のスペック等）の想定についてご提示ください。</p> <p>なお、以下の点についても併せてご提示ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定するシステム構成図 ・オンプレミスサーバが必要な場合、オンプレミスサーバの仕様 ・クライアント端末にインストールが必要なソフト等 ・その他必要となる端末周辺機器 | 任意様式 |
| 4 | スケジュール案 | 本市に提案することができる「健康管理システム（標準準拠版）」の導入スケジュール案についてご提示ください。 | 任意様式 |
| 5 | データ移行 | <p>「健康管理システム（標準準拠版）」へのデータ移行手順、移行方法、移行ツール等についてご提示ください。</p> <p>なお、本市の現行データの抽出に対する要求事項（出力形式、提供回数、タイミング等）があればご提示ください。</p> <p>また、標準化対象範囲外事務に係るデータ移行手順等及び本市の現行データの抽出に対する要求事項があれば併せてご提示ください。</p> | 任意様式 |
| 6 | 運用保守 | <p>「健康管理システム（標準準拠版）」における運用保守の内容等についてご提示ください。</p> <p>また、運用保守において、ガバメントクラウド運用管理補助者との責任分界や本市職員で実施すべき作業等の考え方もご提示ください。</p> | 任意様式 |

| No. | 情報提供依頼内容 | 説明 | 提出様式 |
|-----|------------------------|--|------|
| 7 | 質問事項一覧 | <p>情報提供をいただきたい事項をまとめていますので、ご回答ください。</p> <p>なお、回答にあたって補足資料がある場合は添付してください。</p> | 様式2 |
| 8 | 標準機能要件(標準オプション機能)の実装状況 | <p>貴社が提供する「健康管理システム(標準準拠版)」における機能・帳票要件のうち「標準オプション機能」の実装状況についてご提示ください。</p> | 様式3 |
| 9 | 費用見積 | <p>「健康管理システム(標準準拠版)」の導入等に係る見積りをご提示ください。</p> <p>また、工数及び単価が分かる内訳資料及び必要に応じて前提条件等の資料を添付してください。</p> <p>なお、ガバメントクラウド利用料については、各CSPが提供する費用試算ツール(AWSの場合は「AWS Pricing Calculator」)の実施結果及びURLを添付してください。</p> | 様式4 |
| 10 | その他提案(任意) | <p>以下の事項等について、提案があればご提示ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貴社が懸念する事項、認識しているリスク ・本市が前提とする要件について、実現困難な点など見直し箇所の提案・指摘 ・コスト低減を図るための提案 ・組み合わせて利用されているOCR環境の提案 ・事務の効率化を図るための提案 など | 任意様式 |

(2) 配布資料

- ・情報提供依頼書(本書)

以下の資料については、参加申出のあった事業者にのみ配布します。

- ・【様式1】情報提供に関する基本情報
- ・【様式2】質問事項一覧
- ・【様式3】標準機能要件(標準オプション機能)の実装状況
- ・【様式4】費用見積書
- ・【様式5】質問票
- ・(参考資料)事業一覧

5 情報提供要領

(1) 提出等スケジュール

① 情報提供依頼への参加申出

2024年(令和6年)7月22日(月)17時まで

※後段「7 お問合せ先」に示すメールアドレス宛に、件名を「【貴社名】RFI参加申出」としてお知らせください。様式等は設けていませんが、社名(共同事業者であれば、参加企業名)及び連絡先(住所、部署名、電話番号、メールアドレス、担当者名)を記載してください。

- ② 情報提供依頼に関する質問受付
2024年（令和6年）7月26日（金）17時まで
- ③ 情報提供依頼回答書の提出期限
2024年（令和6年）8月27日（火）17時まで

(3) 情報提供者の要件

日本国内に本店、支店・営業所等を有していること。

※今後の調達（公募型プロポーザルを想定）の際は、県内に事業所等を有すること等の条件を付す場合があります。

(4) 情報提供依頼に関する質問

質問は、「【様式5】質問票」に記入し、後段「7 お問合せ先」に示すメールアドレス宛に、件名「【貴社名】RFI質問」として送付してください。

来庁又は電話による質問に対しては回答できかねますので、ご了承ください。

情報提供基準の均質化を図る観点から、事業者からいただいた質問事項とその回答については、本市で集約し、原則、5営業日以内に情報提供依頼に参加している事業者のご担当者様宛に電子メールにてお送りします。

(5) 提出書類

上記「4 情報提供依頼内容」に記載の各様式

(6) 提出方法

後段「7 お問合せ先」に示すメールアドレス宛に、件名「【貴社名】RFI提出」として送付してください。

なお、送付の際は、zipファイル（パスワード付）としてください。

※本市で受領できるメールの上限は14MBです。それを超える場合には、データアップロード用のURLをお送りしますので、ご連絡ください。

6 留意事項

- (1) 情報提供依頼は、情報システムに関する技術や価格等の各種情報を得るための手段としており、契約に関する意図や意味を持つものではありません。
- (2) 情報提供依頼に対して、どのような提案がなされても将来のシステム導入を約束するものではありません。また、ご提供いただけなかった事業者について、不利益に扱うこともありません。
- (3) 本資料による情報提供に際して発生する費用は、貴社の負担となります。
- (4) 提出された情報・資料については、返却はいたしません。
- (5) 提出された情報に関しては、本市の標準準拠システムへの移行を計画するための参考としてのみ利用し、それ以外の目的において使用することはありません。
- (6) 提出された情報は、本市関係部門における検討のほか、国への状況報告・課題報告のために利用させていただく場合があります。
- (7) 本市が提供する資料及び質問回答の内容は、本情報提供依頼に関する作業以外には使用を禁じます。
- (8) 本市が提供した資料の情報は現時点のものであり、今後変更となる場合があります。

7 お問い合わせ先

〒673-8686

兵庫県明石市中崎1丁目5番1号
明石市総務局総務管理室情報管理課
担当：松口、小田、森崎

電話：078-918-5009

E-mail：jokan@city.akashi.lg.jp